

保険医療機関における掲示

小児かかりつけ診療料

当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに、小児科の「かかりつけ医」として、診療を行っております。

厚生労働省では「かかりつけ医」の普及を推進しています。病気になった時の初期診療を「かかりつけ医」が行い、専門的な検査や治療が必要になった時に病院との連携をスムーズに行うことが目的です。

- 予防接種も含め 4 回以上来院されている 6 歳未満の方で、当院をかかりつけ医とすることを希望される場合、受付で同意書にサインをいただきます。
- 急な病気の初期診療や、アレルギーなど慢性疾患の診療、および定期予防接種について、診療時間外や休診日に対応できない場合を除き、原則として当院を受診していただきます。対応が難しい場合や高度医療が必要な場合は、状況に応じて他院を紹介します。
- やむを得ず他院を受診された方は、次回の来院時に処方内容等を必ずお伝え下さい。薬の重複などが無いよう調整します。
- 予防接種のスケジュール管理のため随時母子手帳の確認を行い、必要な場合は助言させていただきます。接種忘れの可能性がある場合、こちらから連絡させていただきます。
- 夜間の急な発熱等児関しては、これまで通り小児救急医療電話相談(# 8000)や**東はりま夜間休日夜間応急診療センター**(079-431-8051)(理事長も定期的に出務しております)をご利用ください。
- 一旦登録をされた方も、6 歳の 4 月(小学校入学)を迎えた場合(自動的に)、他院へかかりつけを変更される場合(申し出て下さい)には登録を解除させていただきます。

ご不明な点は受付でお尋ね下さい。(登録をされない場合も、これまで通りの診療が可能です。)

機能強化加算

当院では『かかりつけ医』機能を有する診療所として機能強化加算を算定しております。

当院は地域の他の医療機関と連携し、包括的な診療を担う医療機関となります。

1 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。2 専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。3 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。4 保健・福祉サービスに関する相談に応じます。5 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる電子資格確認を行う体制を有しております。

質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を活用して診療を行っております。

医療 DX 推進体制整備加算

当院では、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療をおこなっております。

明細書発行体制等加算

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

また、自己負担のある患者様には、「診療報酬明細書」「領収書」を交付しております。

明細書の発行を希望されない方は、会計の際に、その旨お申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

○当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』(一般的 な名称により処方箋を発行)を行う場合があります。

○一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
